

金 井 村

〔都 留 市〕

金井村は、大幡川の最下流が桂川に合流する地点の西側、大幡川左岸の山裾にある。南に向いて開けた傾斜地にあって、古くから開発が進んだ地域であった。この大幡川は、この谷間の西側にそびえる三ツ峠・清八山や鶴ヶ鳥屋山などの水を集めて東流し、桂川に合流するのであるが、その支流である加畑川流域とともに、一つの地域的まとまりをもってきた。大幡川流域の大幡・中津森・金井と加畑川流域の加畑・平栗・薄原（現厚原）および川棚がそれらの村々であった。

この地域には、いつ頃か不明であるが秩父平氏の流れと考えられている小山田氏が館を構えるようになった。その最初はすでに平安末頃であろうと考えられるが、中津森に館を持ち、中津森殿とよばれて『勝山記』『妙法寺記』にその記事をみるようになるのは、一六世紀前期からである。大永七年（一五二七）「中津森ノ殿様百ツボニ御家造り玉フ」とあり、享禄三年（一五三〇）には「中津森ノ御所炎上」と記されているが、この館の所在は金井であった。これが中津森館とよばれるのは、金井は寛文九年（一六六九）の検地までは、前掲の大幡を除いた諸村とともに中津森に属していたことによる。この地域は、大幡を除き中津森と総称されていたためであった。

この御所炎上後の享禄五年、小山田氏は谷村城を築いてそこに移り、天正一〇年（一五八二）信長に滅亡させられるまで五〇年間谷村を居城とした。この中津森時代の居館の跡は、「用津禅院ノ東ニ在リ里人ハ今モ御屋敷ト呼フ外郭ノ隴崖、処々ニ残存スルヲ土居堀トス」と『甲斐国志』古蹟部にある。この村絵図をみると、用津院の東には、「御屋敷」の地名は記されていないが、「土居堀」の地名は、「どいほり沢」として示されている。このあたりにはいま東西・南北に走る堀の一部と考えられる遺構が残されているのを見ることが出来る。よってこの用津院付近に中津森館はあり、大幡川の低位段丘の縁に、南を望んで建てられているのではないかと想像することができる。なおこの村絵図左上、近坂峠への道の右側に「御殿山」の地名があり、中津森館との関係が考えられる。しかし、これについては、『甲斐国志』では「御殿」の地名をあげ、上に平坦の場所があり、ここへ上る道を「御所路」とよぶとしながらも、「伝説詳ナラス」と記している。

一応先述の場所を中津森館跡とするにしても、この「御殿」の地も居館跡として一考を要する場所と思える。居館などの近くへの移築などは、長い年月の間には起りうる可能性があることである。

天正十年（一五八二）小山田氏滅亡後も寛文検地の行われる寛文九年（一六六九）までは、この金井地域を含む一帯は、中津森村とよばれていた。このため特に金井村と中津森村との間には、耕地の入組のあることは、この村絵図で見える通りである。その詳細については、中津森村の項で記したから参照して欲しい。その中津森村の項で掲載した村絵図は、もともと金井・中津村両村立会で作成された耕地区分を示すためのものであった。こうした絵図が作られること自体、両村の分ち難い密接な関係を物語っている。その折に述べたが、両村の境は他村との



金井の遠景



桂 林 寺

例にみるように、村境を一線で画することのできるようなものではなかった。この村絵図でも、中央左下の三枚の田畑が一応両村村境とされており、一番北側の畑に「金井・中津森境」と、両村を右左に書き分けて境としているのみである。この点、『甲斐国志』金井村の項では、「西北ハ茅カ坂、亀沢ヨリ横島、大ムレマテ並ニ中津森ト界シ」と記されている。これをこの村絵図と比較すると、左上端の「とうげ」と記された近坂——「茅カ坂」から道沿いに南に下った三枚の田畑のうち中央にある、「横畑ケ田」を結んだ線を境としていることがわかる。これは中津森村の項で記した金井村境の『甲斐国志』の記事とも少し差異があり、両村の関係を反映している。

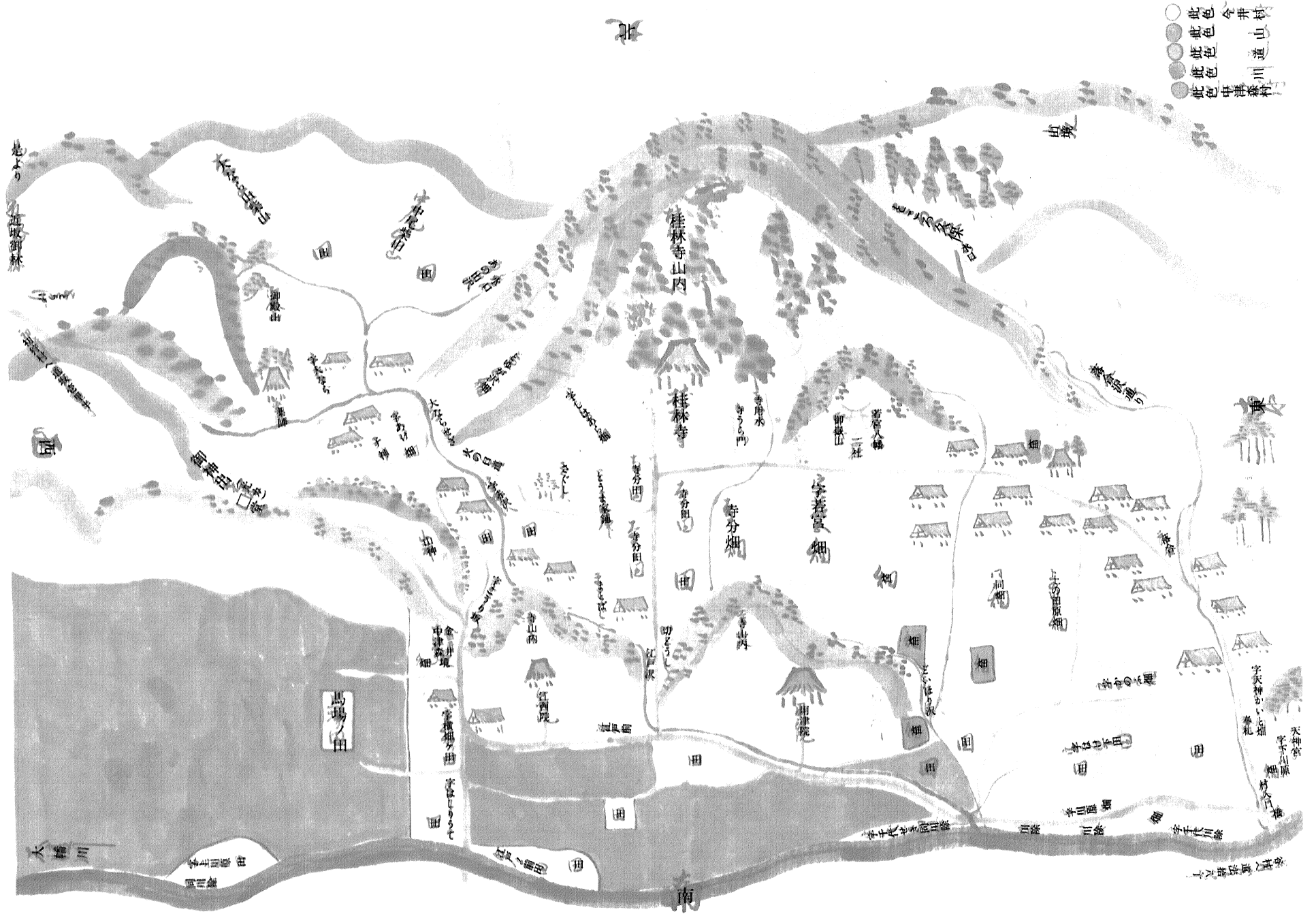
金井村は、寛文検地以後六八石九斗余であるが、この反別は九町七反余、内田高二六石三斗余、反別二町六反余、畑高四二石五斗余、反別七町余となっている。田は石高で約三〇パーセント、反別で約二七パーセントであって、畑の多い村柄であることがわかる。これは隣村の中津森村が七三パーセントを田高が占めているのとはまったく対象的である。それは村絵図でみるように、田は用津院の東の大幡川沿いと、桂林寺南の「寺分」と記されたものと、その西の沢筋に沿った部分に限られていることによるものである。大幡川沿いは用津院の南東まで大部分が中津森村分の田であり、その中に飛地状に金井村分の田があるのにすぎない。どうして、もと一村であった中津森と金井との間にあって、分村の際にある程度の田畑の比率を考慮しての配分をなされなかったのであろうか。この村絵図をみる限り、田作りの適地は大幡川沿いにあり、中津森村分で占められている不公平さを感じるのである。

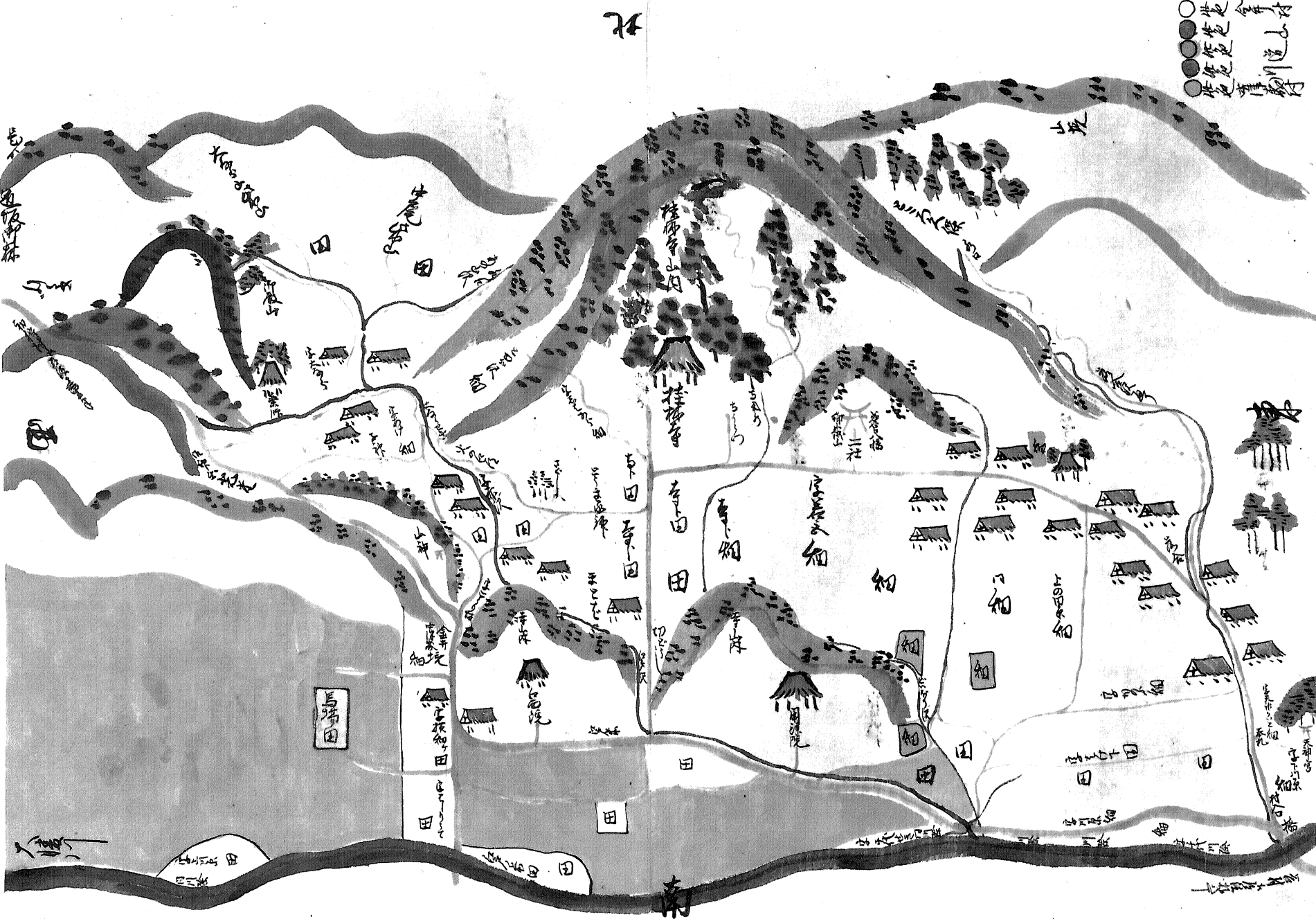
この問題は、この金井村村絵図には示されていないが、中津森と金井両村の耕地を記した宝暦十三年（一七六三）の村絵図（一五）に示された水路と田との関係を見ると、一応回答めいたものが得られるように考えられる。大幡川から分流された水は、一筋は「金井・中津森境畑」の南側の道沿いに流れ、その東角で直角にまがり南流して「横畑」と「はしりうて」の田の東側に沿って大幡川に合流している。またもう一筋は「馬場ノ田」南側の道沿いに東流し、先の一筋と直交してそのまま直進して、用津院の南側で江戸沢からの流れと合流している。これでわかるように、この二筋の流れに沿った田の大部分が、中津森村分となっているわけであり、これはこの二筋の用水の水利権にかかわるものではなかったかと考えられる。すなわち、この用水が開削され、これらの田が開発された当初から、この用水と田とは一体のものであったから、

その後の分村に際しても取水口があり、用水を開削し田を開発した者の住む村——中津森村——に附属することとなったと、大筋で考えられるのである。

文化三年（一八〇六）の村明細帳によると、家数三七軒、人数一四三人で、畑作では、粟・稗・大豆・小豆・蕎麦などの雑穀を主とし、秋には麦が作付けされていたことがわかる。そして、男は耕作の合間には薪・秣取、女は蚕・絹紬織を行っていたことが記されている。この男たちの山稼ぎは、近坂御立林（幕府山林）での秣や下草刈の他、薪は近坂山・大沢山の他、入会山である大幡山で行われていたことは、中津森村など同様であった。また養蚕と機織りについては、中津森村のような具体的様子を示すものはないが、金井村もまた盛んであって、生活をささえる上で大きい比重を占めていた。

なお、昭和五十一年の世帯数・人口は、六八世帯・三一八人（男一六二・女一五六）を数える。





文化三年（一八〇六）八月 金井村前々明細書上帳

（表紙）
文化三年

前々明細書上帳

寅八月

甲州都留郡

金井村

（後筆）
一 永百五拾七文五分

薪四拾壹束代

一 永九文

入松九分代

一 永三拾五文五分

炭木五束代

一 永廿三文

糠六俵代

一 永四拾文

青草拾貳駄代

一 永三拾七文五分

藁六駄代

一 永九拾五文

萱拾九駄代

一 永三文

萩貳束代

一 永貳拾文

干草棒拾貳本代

一 永六拾五文

渋柿三斗九升代

一 永六百八拾九文八分

夫 金

一 米四升壹合

御伝馬宿入用

ノ老貫百七拾五文三分

寛文九酉年秋元但馬守様御検地御水帳二冊

明和八卯年岩松直右衛門様御検地御水帳老冊

一 高六拾八石九斗七升九合

甲斐國都留郡

金井村

此反別九町七反貳畝四拾貳步

桑拾貳束半

此 訳

田高貳拾六石三斗九升九合

此反別貳町六反六畝七步

畑高四拾貳石五斗八升

此反別七町六畝五步

桑拾貳束半

濟家宗京都妙心寺末

富春山桂林寺

一 除地田高貳石三斗壹升

此反別貳反四畝拾四步

畑高三石壹斗九升九合

此反別五反三畝貳步

外ニ山林廟所有之候

是ハ御水帳別ニ所持仕候

大幡川通
一 用水川除御普請所

是は御私領之節は、御地頭様御入用ニて御普請被成下、其後御料所ニ相成候ては、段々御入用ヲ以御普請被仰付来申候

一 除地畑高八斗八升

曹洞宗当郡下谷村長生寺末

向富山用津院

此反別八畝步

外ニ山林廟所有之候

是は御水帳別ニ当村桂林寺ニ所持仕候

同宗同郡同寺末

千眼山江西院

一 除地畑高九斗貳升四合

此反別八畝拾貳步

外ニ廟所有之候

是は御水帳別ニ当村桂林寺ニ所持仕候

一 薬師堂

（後筆）

一 宮 八幡

〔除地暨四拾間、横拾五間〕
神主薄原村山城

老ケ所

山林 立四拾間

横拾五間

老ケ所

一 猪鹿威鉄炮老挺

伊兵衛

一 御高札貳枚 切支丹札壹枚

老ケ所

一 近坂御立林

老ケ所

是は当村・中津森村・中初狩村・下初狩村、右四ヶ村ニて御預り山守仕候

一 橋 老ケ所は下川原

老ケ所は近坂橋中津森村と立会

一 天神宮

老ケ所

一 山ノ神宮

老ケ所

一 薪は近坂山・大沢山并大幡入会山ニて萱・萩其外諸品

取来り申候

一 近坂往還

是は大荒之節、中津森村・大幡村・加幡村・平栗

村・薄原村・川棚村七ヶ村より人足差出道橋緒申候

一 当村稼之儀 男は耕作間ニ薪・秣取申候

女は蚕・絹・紬織申候

一 田作之儀は、五月中之内仕付、彼岸過ニは刈上申候

一 畑作之儀は、粟・稗・大豆・小豆・蕎麦・菜・大根蒔

付、彼岸過取上、九月土用中、麦作仕付申候

一 当村より道法 谷村へ拾八丁

初狩村へ壹里半

是ハ御伝馬之儀、初狩村へ壹里半之所、殊山越故、

郡中并之御伝馬継場難儀仕候ニ付、大助御伝馬前々

より御免被成下候

一 家数三拾七軒

外寺三ヶ寺

薬師堂老軒

一 人数百四拾三人

男六拾七人

女六拾四人

僧拾貳人

（後筆）
〔拾五疋〕

馬五疋

右は此度御尋ニ付、当村明細書差上候通相違無御座候、

右外古跡・古筆等何ニても無御座候、以上

文化三寅年八月

金井村

組頭

松平伊予守様御内

名主

御役人衆中様

伊兵衛

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。

（富士吉田市 加々美四郎家文書）